

向日葵

HIGASHIMURAYAMA



【北海道】小樽雪あかりの路

CONTENTS

- ちょっと知りたい税理士column
- 税務署だより
- 令和8年度税制改正に関する提言
- 社労士コラム
- わかりやすい事業承継
- 報告** 法人会全国大会参加／全国青年の集い参加／青年部会出前授業実施／租税教室講師養成研修参加
- 実施報告** 市民産業まつり／税金クイズ
- 地域の名所／地域のイベント情報
- 会社紹介
- ご案内** 新春講演会・賀詞交歓会／**お知らせ** 立川都税事務所
- ご案内** e-Tax/eTAX講習会／法人会税制セミナー／インターネットセミナー
- ▶ P2-3
- ▶ P4-5
- ▶ P6-7
- ▶ P8
- ▶ P9
- ▶ P10
- ▶ P11
- ▶ P12
- ▶ P13
- ▶ P14
- ▶ P15
- 実施報告** コンプライアンス違反对策セミナー／年末調整実務研修会
- 実施報告** 税制セミナー(税務教室・決算・新設)／オンラインはじめての経理実務／オンライン年末調整・法定調書納税表彰受表彰者等紹介／法人会入会案内／新入会員紹介
- 実施報告** 各ブロック会員増強決起大会／福利厚生制度受託社コーナー
- 実施報告** 国内研修
- ご案内** 法人会行事／2月健診
- 実施報告** ブロック・支部事業委員会紹介／レシピ
- ▶ P16
- ▶ P17
- ▶ P18
- ▶ P19
- ▶ P20
- ▶ P21
- ▶ P22
- ▶ P23
- ▶ P24



暗号資産

前回の暗号資産の重要項目に関する用語解説に引き続き、今回は利用する取引所の選び方と税理士への依頼について解説をしていきます。

◆利用する取引所の選び方

取引所を選ぶ基準として、一般に取引したい暗号資産やNFTの取扱いがあるか、どんなサービスがあるか、セキュリティがしっかりしているか、使いやすいかといった点を挙げるができるかと思えます。これらに加えて、以下の基準についてもご検討いただければ、確定申告時期に面倒な思いをする可能性が減少します。ちなみに、NFTの取引を日本円で行えるサービスが今後増加することが予想されますが、**正確な取引履歴**（NFTを外部とやり取りする場合はその詳細なデータも）が**取得できないサービスは自分では損益計算ができなくなる可能性**や、税理士に依頼しても工数が増え、確定申告の際に高額な請求をされてしまい、NFT取引による利益がなくなる可能性も否めないため、利用は避けた方が賢明かもしれません。

また、法人や個人事業主で暗号資産やNFTの取引をし、かつ、プライベートでも暗号資産やNFTの取引をしている場合、例えばNFTクリエイターの方が自分のNFTアートを販売しており、かつ、DeFiなどでの暗号資産の運用や草コインなどの取引をしている場合は、**事業用の取引所ウォレットやウォレットアプリとプライベート用の取引所ウォレットやウォレットアプリは別に用意しましょう。**

（事業用ウォレットとプライベート用ウォレット間の暗号資産やNFT移動も行わないでください。）法人税の所得と所得税の所得の区分がつかなくなったり、事業所得と雑所得の区別がつかなくなります。

なお、事業用とプライベート用では暗号資産やNFTのやり取りを避けることが重要なのですが、どうしても資金移動の必要がある場合には、一度銀

行口座に移してから行うようにしてください。暗号資産は、取得価額が変わると利益の額が変わってしまうという問題と、個人事業主の場合は所得区分の判定において事業所得か雑所得の判定をする際に（場合によっては）、全て雑所得として認定されてしまうという問題が発生する可能性があります。

また、法人の場合は、法人口座の名義ではなく実質的に誰が運用していたか、利益を得ていたかという視点で見られることから、事業用ウォレットへの入出金は全て法人の銀行口座から行うようにしてください。（貸付や役員給与などの論点もありますが、ここでは割愛します。）万が一、誤って事業用ウォレットとプライベート用ウォレット間の暗号資産やNFTの資金移動をしてしまった場合には、他の取引を行う前に元のウォレットに戻すようにしてください。

ちなみに、損益計算や期末評価の負担を避けるため、法人を設立されている方は、法人ではシンプルな取引（暗号資産1〜2種類とNFTなどの売買のみ）にしてDeFiや草コインなどの複雑な取引をする場合は個人として行う方が多いように感じます。

◆税理士に依頼する場合

筆者の経験では、依頼を受けたクライアントがご自身で作成された暗号資産に係る会計帳簿を確認したときに、それが全く問題がなかったケースはほとんどありません。また、暗号資産やNFTの損益計算や税務は通常の税務に比較して非常に複雑であり、専門家である税理士にとっても対応が困難なジャンルの一つに挙げられます。さらにネット上では様々な真偽判定不能な情報が溢れており、ご自身で税務調査に十分対応可能な内容の確定申告を行うのは非常に難易度が高いのではないかと感じています。

ここでは、暗号資産に精通した税理士に依頼する場合の注意点についてお話ししたいと思います。

～利用する取引所の選び方と 税理士への依頼～

税理士
佐々木 健

標準的なケースでは、暗号資産やNFTの損益計算は、(クライアント本人に取引内容を確認してもらう時間や資料準備の時間を含めて) **概ね2ヶ月程度必要**です。暗号資産やNFT (特にNFTやDeFi) の損益計算に精通した税理士は少ないため、この分野に精通した税理士には11月ごろから依頼が殺到し、12月に入ると「3月の確定申告期限までの対応を確約できない」と言う回答をせざるを得ない状況になります。そのため、早めに暗号資産やNFT (特にNFTやDeFi) の損益計算に精通した税理士を探しておくことが重要になってきます。

次に、税理士を選ぶ際の注意点にも触れておきます。**暗号資産対応の税理士と事務所のHPなどで謳っていても、必ずしもDaapsやNFTに精通した税理士ばかりではない**ということです。中には、損益計算を他社に外注し、自身では損益計算を行っていない税理士もいるやに聞いています。実際に弊所にも相続税申告の代行や暗号資産の税務代行をするという税理士事務所からの勧誘のDMが数多く送付されていますし、損益計算を自分のところで行うことができず外注している場合、個別の取引の詳細について依頼先の税理士自身が把握しきれていない可能性も否めません。

税理士事務所のHPに暗号資産やNFTに関する記事を書いていることは一つの目安になりますが、HPに暗号資産やNFTに関する記事があるからといって必ずしも暗号資産やNFTの税務に精通した税理士であるというわけでもないので、「～の取引に対応できるか。～に対する知識があるか。損益計算は誰がするのか。」という旨の質問を必ずその税理士にするようになさってください。

例外 (国際税務や税務調査、相続税、国税OBといった強みを持ち、そのジャンルの中で暗号資産やNFTを取り扱うケース) もあるかと思いますが、暗号資産やNFTの税務に精通した税理士を選ぶ際の簡単な目安を用意しました。税理士選定の参考になれば幸いです。最終的には、「**貴方のことを**

親身に考えてくれるかどうか」に尽きると思いますし、相性などもありますので、是非、あなたに合う税理士を見つけてください。

難易度・対応力	サービス内容
高い	CEX/DEX、NFTの損益計算 (簡便法を除く) が可能な税理士
↑ ↓	CEXの損益計算は可能だが、DEX、NFTの損益計算はできない税理士
	暗号資産やNFTの損益計算を外注している税理士
低い	暗号資産やNFTの損益計算ができない/しない税理士

※CEX (セックス、ディーイーエックス) :

Centralized Exchange (中央集権型取引所の略) 民間企業等の管理者が暗号資産の取引を仲介する取引所のこと

※DEX (デックス、シーイーエックス) :Decentralized

Exchange (分散型取引所、非中央集権型取引所の略) 契約を自動的に執行する仕組みであるスマートコントラクトにより中央管理者不在でトークンの取引を仲介する取引所のこと

〈参考文献〉

- ・「事例でわかる!NFT・暗号資産の税務 第2版」
泉絢也、藤本剛平 著、中央経済社

Profile 佐々木 健



立教大学経済学部卒業。大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立。税理士、MBA (経営管理学修士)、専門社会調査士。アジア太平洋マーケティング研究所 (APRIM) シニア研究員、東久留米市商工会総代。マーケティング・コンサルタントとしても東証プライム上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数。

《事務所》 佐々木健国際税理士事務所

《所在地》 〒203-0032 東久留米市前沢 2-10-15
シャレード 21-305

《TEL》 042-470-0272

《E-mail》 k-sasaki@dune.ocn.ne.jp

《URL》 <https://k-sasaki.rulez.jp>

税務署だより

e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



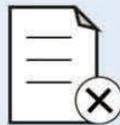
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



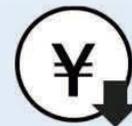
発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	東村山税務署	東村山市 本町1-20-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
3月1日(日)のみ	武蔵野税務署	武蔵野市吉祥寺 本町3-27-1	

必要なもの

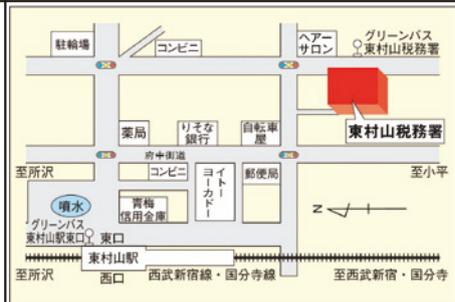
- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら



※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイポータル連携の事前準備をお願いします。

案内図



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも当日入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 当日入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

注意事項

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

1月から4月中旬までの間、税務署には庁舎外も含め駐車スペースはありません。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから

iPhone



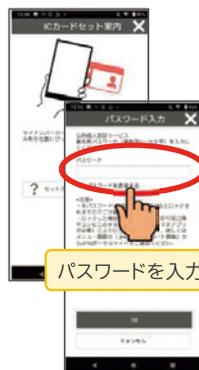
Android



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



署名用電子証明書を選択



パスワードを入力



有効性の確認

タップ



有効性確認結果：「有効」

※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

【問合せ先】 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 TEL 042(394)6811(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人・全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

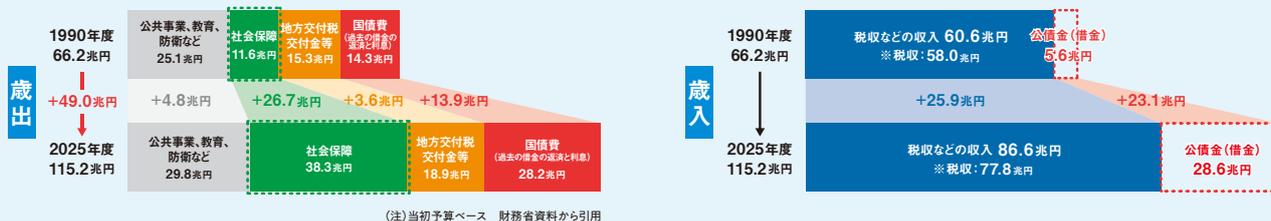


公益財団法人 全国法人会総連合

会長 齋藤 保

株式会社IHI特別顧問

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

令和 8 年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

● 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

● 中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

● 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進ん

でいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

● 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長 等



【2026年1月施行】下請法改正のポイント と考える企業が取るべき対策

～取引慣行が変わるかも！中小零細企業も他人事ではない重大改正～

■なぜ今「下請法」が変わるのか？

2026年1月1日、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が大幅に改正されますが、その背景には、次の問題があります：

- ・急速な物価と人件費上昇及び「据え置き慣行」による中小企業への利益圧迫
- ・コスト増を価格に転嫁できない固定的構造
- ・取引の透明性・公正性を確保する必要性

今回は“大企業対中小企業”という構図だけでなく、全ての発注企業が対象になり得ます。

■この改正のポイントは3つの柱に整理できます。

①適用対象が拡大：従業員数基準と運送委託が追加

従来の「資本金基準」に加え、次が新たに対象となります：

- ➔これまで対象外だった製造業者などの発荷主が運送業者に対して運送を委託する「特定運送委託」が、新たに

下請法の対象となり、「資本金が少ないからOK」と油断していた中堅企業や物流業務をアウトソースしている企業は、適用範囲とされる可能性が高いです。

区分	新適用基準
製造・修理・特定運送	従業員 300人超
情報成果物作成・役務提供	従業員 100人超

②「協議なき価格決定」が禁止：従来の「買いたたき禁止」に加え、話し合いのプロセスを経ずに価格を据え置く行為が違反となり、つまり金額でなく交渉の姿勢が問われます。

③手形払いが全面禁止

- ・手形は原則使用禁止 現金払が基本、電子債権・ファクタリングも可(要件あり)
- ➔資金繰りの改善効果は大きいものの、発注側は支払サイト見直しがマストです。

■企業が今すぐ行うべき準備

◆発注側(親事業者)

- ・契約・発注ルールの見直し、手形廃止に伴う支払フロー再設計
- ・価格交渉記録(議事録・メール保存)の整備、下請法違反リスクに関する内部教育

◆受注側(下請事業者)

- ・交渉権を理解し、適正価格交渉を行う体制構築、証拠保全(書面・メール・議事録)の徹底、法改正を踏まえた取引契約書見直し

■最後に(まとめ)

今回の改正は単に「法律改正」でなく、“買いたたかれて当然”という慣行を見直し、公正な取引を実現する分岐点です。発注者はリスク管理を、下請者は交渉力を強化して、そのいずれも早期に対応着手がその企業の信頼性と競争力を左右するかもしれません。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2025年12月1日現在

- ◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
- ◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 社会保険労務士(平成10年11月)
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

暑かった今夏も11月に入ってから急激に季節が進んで参りました。南の海上では、未だ台風が発生し、猛威を振るうといった事もありましたが、概ね順調に冬へと向かっているようです。今年はインフルエンザの流行も早いですから、「手洗い」と「うがい」を徹底し、元気に良いお年をお迎えください。

さて、今回も引き続き、事業承継税制(非上場株式の贈与税・相続税納税猶予制度)の「特例措置」と「一般措置」の違いについてお話をしていきたいと思ひます。

今回のメインテーマは、納税猶予を受けた後、将来的に会社の売却や廃業を選択せざるを得なくなった場合です。

(下記図表: 中小企業庁平成30年度税制改正の概要)

X社の株価総額の推移 (イメージ図)



会社は「生き物」ですから、未来永劫会社が継続していく場合だけでなく、様々な事情で会社を第三者へ売却したり、やむを得ず廃業する場合があります。その際一般措置では、会社を売却・廃業する際、会社の状況に関わらず「納税猶予を受けていた税額」と「利子税」を支払わなければなりません。この場合、以前と比べ株価が下がっているのに猶予されていた高い税金を支払わなければならないという問題がありました。

これらの問題を解決するため、特例措置においては、会社を売却・廃業する際に、再度株価を計算し、仮に当初の納税猶予額より売却・廃業時の株価が低くなった場合、猶予されたときの株価と、売却・廃業時の株価の差額について、「税金が**減額若しくは免除**される」という税の軽減措置が導入されています。

納税猶予を受ける場合に多くの経営者は、将来事業価値が大幅に減少することも考えています。万が一心配した状況になった場合にも、特例措置では多額の税金を支払わなければならないという**最悪の事態を回避**できます。

特例措置は、先行き不透明な会社の将来についても対応しやすい税制となっています。

私事ですが、8月から法人を設立いたしました。長らく所属しておりました株式会社国土工営は9月末で退社いたしました。引き続き事業承継を含めた法人対策については、全てアウトソーシングにて請負うこととなっております。今後は、多くの経営者様に、よりきめ細やかな対応ができればと考えております。引き続き邁進してまいりますので、どうぞご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

Profile

執筆 じょうこう さとる
中小企業診断士 上甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604

✉ joko@kokudokouei.co.jp 🌐 <http://www.kokudokouei.co.jp/>

ミライサポート合同会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-62-8 BIGオフィスプラザ池袋1206

☎ 070-5464-2789

メールアドレスは上記と同様です。

報告

法人会全国大会参加

10月16日(木)高知県立県民文化ホールで開催された第41回法人会全国大会(高知大会)に高橋会長、矢ヶ崎税制・社会貢献委員長が出席しました。江島国税庁長官ら多数のご来賓と全国から約1600名の会員が参加して盛大に行われました。

第1部記念講演では「変化の時代の経営、危機をチャンスに」をテーマに元ローソン・ジャパン社長の株式会社都築経営研究所代表取締役の都築富士男氏による記念講演が行われました。第2部式典においては、会員増強等で成果を上げた単位会の表彰、令和8年度税制改正に関する提言、青年部会による租税教育活動の報告や「健康経営の」取組報告などが行われ、最後に大会宣言として、「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。

来年の法人会全国大会は茨城県水戸市で10月8日開催予定であり、茨城県法人会の皆さんから多くの会員に参加して欲しいとの声をいただきましたので、来年度も全国大会に合わせ国内研修事業を企画いたします。多くの会員の皆様の参加をお待ちしております。



高橋会長(中央)と矢ヶ崎税制社会貢献委員長(右)



高橋会長(中央)と国内研修参加者

報告

全国青年の集い参加

11月20日(木)～21日(金)、「光り輝く未来のために」の大会スローガンのもと、第39回法人会全国青年の集い「山梨大会」に参加するとともに現地視察研修を開催し、水谷青年部会長以下22名が参加しました。

20日(木)〔大会1日目〕水谷青年部会長はYCC県民文化ホールにて開催された「租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞」に参加の後、甲府記念日ホテルにて部会長ウェルカムパーティーに参加し、全国各地の青年部会長と情報交換を行いました。

21日(金)〔大会2日目〕は、アイメッセ山梨にて記念講演が行われ、講師の株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ 代表取締役社長 佐久間 悟 氏による演題「プロヴィンチア(地方クラブ)の挑戦 ～フットボールクラブの枠を超えた存在と役割～」を聴講しました。

引き続き、「大会式典」が開催され、青年部会の柱である「租税教育活動」と「部会員増強」及び「健康経営プロジェクト」について、全国の青年部会が取り組んでいる活動を情報共有し、今後の青年部会活動の資としました。

記 副部会長 和久井 一輝



アイメッセ山梨



参加状況

報告

青年部会 出前授業

10月18日(土)清瀬市立清瀬第四小学校(学校公開日)において租税教室(出前授業)を開催しました。最初に下平副部会長より挨拶を行った後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、税金が無くなった街はとても不便になることを学んでもらいました。その後、アニメの内容を題材にしたクイズ5問を交えて税金の必要性についての理解を図りました。また、1億円(レプリカ)を用いて、その重さを生徒の皆さんに実感してもらいました。

児童の感想

★税金は、みんなの生活を良くするためにあることがわかった。これからも忘れずに税金を払ってもっと社会を良くしていきたいです。★税金は、社会を支えてくれている大事なものだわかった。★税金について勉強してみて、何に使われているのか詳しく知ることができた。★税金はやはり必要だと思う。



出前授業の様子



下平副部会長

司会役…山崎幹事
先生役…鈴木部会員

報告

租税教室講師養成研修参加

10月7日(火)東村山税務署において行われた租税教室講師養成研修に青年部会役員1名、事務局員1名の合計2名が参加しました。研修会では立川税務署税務広報広聴官より、租税教育を取り巻く環境と小学校における実践例について説明していただきました。

青年部会では管内小学校6年生を対象とした出前授業において、子どもたちに税金について知ってもらうために税金知識の普及活動を行っています。



研修状況

市民・産業まつり実施 税と法人会を知ってもらおう！

管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに税制・社会貢献事業の一環として、税と東村山法人会のことを市民の皆様にご覧いただき、役員の方々が活動を行いました。

各市で、「税金クイズ」や「一億円体験」にて税知識の啓発活動を行い、特に税金クイズに挑戦していただいた皆様に鉢花や種、お菓子等をプレゼントする法人会恒例企画は大盛況でした。

また、各市ブースに石亀東村山税務署長と税務署員の方々が来訪され、活動状況の視察及び激励をいただきました。



法人会活動の状況

税務署長と支部会員の皆様

税金クイズ実施報告 (令和7年度)

東村山法人会管内の市民・産業まつりの法人会ブースにおいて、税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

問題	選択肢	合計	東村山ブロック 実施日: 11月8日~9日		小平ブロック 実施日: 11月8日		西東京ブロック 実施日: 11月8日		東久留米ブロック 実施日: 11月15日~16日		清瀬支部 実施日: 10月19日		
問題1 あなたは東村山法人会を知っていますか?	A. 知っている B. 知らない 回答数合計	1924 1385 3309	58.1% 41.9%	687 463 1150	59.7% 40.3%	246 243 489	50.3% 49.7%	211 98 309	68.3% 31.7%	529 369 898	58.9% 41.1%	251 212 463	54.2% 45.8%
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市がありますでしょうか?	A. 1市 B. 3市 C. 5市 回答数合計	287 1035 1990 3312	8.7% 31.3% 60.1%	111 309 732 1152	9.6% 26.8% 63.5%	42 165 285 492	8.5% 33.5% 57.9%	23 97 189 309	7.4% 31.4% 61.2%	68 267 562 897	7.6% 29.8% 62.7%	43 197 222 462	9.3% 42.6% 48.1%
問題3 現在、日本で適用されている税金は、何種類ありますか?	A. 約25種類 B. 約50種類 C. 約100種類 回答数合計	427 2020 847 3294	13.0% 61.3% 25.7%	100 814 238 1152	8.7% 70.7% 20.7%	65 286 135 486	13.4% 58.8% 27.8%	61 158 90 309	19.7% 51.1% 29.1%	129 562 200 891	14.5% 63.1% 22.4%	72 200 184 456	15.8% 43.9% 40.4%
問題4 日本の税金の使い道で1番多いのは、何でしょうか?	A. 国債費 B. 地方交付税交付金 C. 社会保障関係費 回答数合計	686 624 1973 3283	20.9% 19.0% 60.1%	202 161 783 1146	17.6% 14.0% 68.3%	108 98 279 485	22.3% 20.2% 57.5%	68 61 180 309	22.0% 19.7% 58.3%	196 177 519 892	22.0% 19.8% 58.2%	112 127 212 451	24.8% 28.2% 47.0%
問題5 公立小学生一人の教育に税金は年間いくら使われていますでしょうか?	A. 約94万円 B. 約67万円 C. 約39万円 回答数合計	1983 1039 285 3307	60.0% 31.4% 8.6%	751 291 102 1144	65.6% 25.4% 8.9%	292 155 46 493	59.2% 31.4% 9.3%	161 119 29 309	52.1% 38.5% 9.4%	564 273 62 899	62.7% 30.4% 6.9%	215 201 46 462	46.5% 43.5% 10.0%
問題6 日本財政上2050年には高齢者(65歳以上)一人を何人支えるようになるでしょうか?	A. 約3.6人 B. 約2.4人 C. 約1.3人 回答数合計	932 571 1807 3310	28.2% 17.3% 54.6%	268 182 695 1145	23.4% 15.9% 60.7%	145 79 270 494	29.4% 16.0% 54.7%	102 54 153 309	33.0% 17.5% 49.5%	242 147 510 899	26.9% 16.4% 56.7%	175 109 179 463	37.8% 23.5% 38.7%
性別	男 女 無回答 回答数合計	817 2107 396 3320	24.6% 63.5% 11.9%	331 708 113 1152	28.7% 61.5% 9.8%	155 245 97 497	31.2% 49.3% 19.5%	54 246 9 309	17.5% 79.6% 2.9%	188 628 83 899	20.9% 69.9% 9.2%	89 280 94 463	19.2% 60.5% 20.3%
年代	10代以下 20代 30代 40代 50代 60歳以上 無回答 回答数合計	227 102 239 393 567 1557 235 3320	6.8% 3.1% 7.2% 11.8% 17.1% 46.9% 7.1%	128 44 80 148 205 479 68 1152	11.1% 3.8% 6.9% 12.8% 17.8% 41.6% 5.9%	58 21 66 74 64 142 72 497	11.7% 4.2% 13.3% 14.9% 12.9% 28.6% 14.5%	0 4 17 23 56 201 8 309	0.0% 1.3% 5.5% 7.4% 18.1% 65.0% 2.6%	24 22 38 99 183 499 34 899	2.7% 2.4% 4.2% 11.0% 20.4% 55.5% 3.8%	17 11 38 49 59 236 53 463	3.7% 2.4% 8.2% 10.6% 12.7% 51.0% 11.4%

正解は… 問題1:該当するところ
問題2: C(5市)
問題3: B(約50種類)
問題4: C(社会保障関係費)
問題5: A(約94万円)
問題6: C(約1.3人)

は正解数と正解率

地域の名所

東村山 くめがわ電車図書館

西武多摩湖線・八坂駅より徒歩10分。団地や住宅の中に鮮やかにたたずんでいる黄色の電車。それは過去実際に西武鉄道で使用されていた車体を利用して作られた図書館です。蔵書五千冊を抱え、子どもたちを迎えるその『電車』は、東村山50景に選ばれ、東村山の宝物としてみんなに愛されています。

1960年代に「子どもたちのための図書館を作りたい」と考えた地域住民が、西武鉄道から不要車両の提供を受けて始まったとされ、その後老朽化に伴い車両を更新しながら運営が続いてきました。車内には本棚が並び、座席に座って絵本や児童書、学習まんがなどを読むことができます。運営は地域のボランティアに行われ、利用は無料で、主な対象は子どもですが、大人も利用・見学が可能です。



西東京市

地域のイベント情報

清瀬市

いろいろなことばでたのしむ 冬のおはなし会

日本語、英語、中国語、カタルーニャ語など、いろいろなことばで絵本のよみかかせや遊びを紹介します。親子でぜひ、ご参加ください。



- ★日時：1月24日(土)午前11時～正午
- ★対象：どなたでも
(3～8歳くらいのお子様楽しめる内容です)
- ★場所：谷戸図書館(西東京市谷戸町1-17-2)
- ★申込：1月6日(火)午前10時から
開館時間中に電話または
申込フォームにて



■問合せ先：谷戸図書館 ☎042-421-4545

清瀬市市制施行55周年映画

「ハローマイフレンド」公開日決定!

ハローマイフレンド

HELLO, MY FRIEND

劇場公開日

- ★先行公開：ユナイテッド・シネマ新座
令和8年2月20日(金曜日)～
 - ★全国公開：新宿K's cinema
令和8年3月14日(土曜日)～
- ※上映劇場は今後追加になる予定です。



前売り券

「ハローマイフレンド」の鑑賞に使える
全国共通特別鑑賞券を販売しています。
オリジナルポストカード付です。

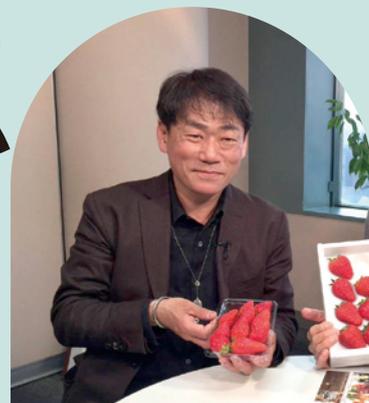
- ★販売額：1,500円(税込)／1枚
 - ★販売場所：シティプロモーション課窓口
(清瀬市役所3階20番窓口、
平日午前8時30分から午後5時まで)
- ※この他、各種イベント等で販売予定です。



会社 紹介

田中ストロベリー ファーム

代表 田中 忠雄
所在地 清瀬市中清戸5-58
電話番号 042-491-3752



今回は、清瀬支部の会社紹介を広報委員の粕谷がご紹介いたします。

会社概要

都内では数少ないいちご狩りを楽しめるいちご農園です。園主の田中さんを中心にハウスでのいちご栽培を行っています。

歴史

以前は露地野菜を栽培する農園でしたが、20年ほど前に現在の園主である田中忠雄さんが就農するにあたり冬場でも収穫可能な「施設園芸」でなおかつ幅広い世代から愛される果物ということでいちごの栽培を開始しました。現在はいちご栽培をメインとして運営をされています。

事業内容

「どなたでも快適に楽しんでいただけるいちご

園」をモットーに、メインである様々な種類が楽しめるいちご狩りを行っ

ています。ハウス内は通路スペースを広くとり、高設栽培・バリアフリーとすることでベビーカーや車いすでもいちご狩りを楽しむことが出来るようになっていきます。また並行して店頭での販売や自動販売機での販売に加え、近年はオリジナルのいちごアイスの販売も手掛けています。

いちごの販売は12月～5月ですが、いちごの栽培には通年での作業が必要となります。田中ストロベリーファームでは3月に苗の植え付けを行います。7月には親苗から30本ほどのランナーと呼ばれるツルのような茎が伸び、その先端に収穫用の子苗ができます。その子苗をポットに定植させ、8月頃までかけて育てたのち9月に子苗をハウス内に定植させることができます。そこから12月の

収穫にかけても日々の温度管理や施肥と水やりにも神経を尖らせます。そんな大変な過程を経て初めて美味しいいちご狩りを楽しむことができます。

今後の展開

現在も清瀬市内に限らず遠方から訪れて下さる方もいらっしゃいますが、今後は更に多くの方に田中ストロベリーファームを知っていただき、より多くの方に美味しいいちごをたくさん食べて頂きたいと思っています。そのために日々努力を続けるとともにSNSでの発信も積極的に行っています。また、更なるオリジナル商品の展開も視野に入れていきます。



記 広報委員 粕谷 衛

令和8年 新春講演会のご案内



日時 令和8年1月19日(月)15時30分～17時

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講師 林家 木久蔵 氏 (落語家)

演題 木久蔵流、コミュニケーション術(講演及び落語)

参加費 無料

定員 200名(予定)会員は申し込み不要、会員以外の方は、右記のQRコードからWEBフォームにてお申込ください。



プロフィール

肩書：落語家

略歴：●1975年(昭和50年)生まれ。東京都出身。●1995年林家木久蔵(初代)「現・木久扇」に入門。1996年前座入り、芸名「林家さくお」となる。●1999年二つ目昇進。●2000年「笑点」若手大喜利MVP獲得。●2007年9月真打昇進に伴い、落語界史上初の親子ダブル襲名を行い、二代目 林家木久蔵となる。全国70ヵ所以上で公演開催。笑点をはじめ各メディアに多数出演。また、2007年教育評論社より木久扇との共著「がんばらない子育て」、2008年岩崎書店より木久扇との共著「親馬鹿力のおかげです」を出版。現在、ふるさと三鷹応援団にも就任し、幅広く活躍中。

上記講演会の詳細は、同封のチラシをご覧ください

令和8年 賀詞交歓会のご案内

新春講演会に引き続き隣接会場にて17時10分開会(予定)

■参加負担金 正会員2,000円/賛助会員3,000円/
一般10,000円/新入会員 無料 当日いただきます。



▲令和7度賀詞交歓会



恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。
是非、ご参加下さい。

■お問合せは東村山法人会事務局
☎042-394-7654

上記賀詞交歓会の詳細は、同封のチラシをご覧ください

立川都税事務所からのお知らせ

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月26日(金)	12月27日(土)～1月4日(日)	1月5日(月)
都税の納付	○	× ^{※1}	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。 ^{※2}	○
証明書等の発行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

- ※1 閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご利用ください。
- ※2 自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】所管する各都税事務所等

法人会セミナーのご案内

ご案内

e-Tax・eLTAX講習会

参加費無料!!

〈内 容〉【第1部】

①e-Taxの概要 ②e-Taxの利用届出手続き ③質疑応答 講師:東村山税務署担当官

【第2部】

①eLTAXの概要 ②eLTAXの利用届出手続き ③質疑応答 講師:立川都税事務所担当者
(注意事項)

- 1部・2部ともに制度の概要、利用届出手続き要領などの基礎的な講習となります。
- eLTAXについては、都税に関する内容となり、市が所管する税内容は対応出来かねますのでご了承ください。

〈日 時〉令和8年2月18日(水)13時30分～16時00分

〈会 場〉東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

〈参加費〉無料 〈定 員〉3名

詳細は、
同封のチラシ
をご覧ください



税務セミナーのご案内

会 場
東村山法人会館

参加費無料!!
要申込

セミナー名	月日(曜日)	時 間	セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	1月14日(水)	13時～15時30分	税務教室 「消費税申告書作成講座 ～簡易課税～」	2月10日(火)	15時～16時00分
税務教室 「消費税申告書作成講座 ～原則課税～」	1月20日(火)	14時～16時00分	決算法人説明会	3月11日(水)	13時～15時30分
新設法人説明会	1月28日(水)	13時～15時45分	税務教室 「法人税申告書作成講座」	3月17日(火)	14時～16時00分
決算法人説明会	2月 4日(水)	13時～15時30分	新設法人説明会	3月25日(水)	13時～15時45分

※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

申 込 は
お電話で
承ります

☎042-394-7654

ご案内

東村山法人会より 無料セミナーオンデマンド

参加
無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナー
がご覧いただけます。



ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。

☎042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講 師	分数
育人 成材	良い人材が辞めない 会社のつくり方	宮井 英行	40分
経一 宮般	「心のつながり」で社員が輝く、 中小企業成長の秘訣	末広 信太郎	44分
管危 理機	知って備える防災・減災・BCP	松田 哲	78分
経理	改めて確認しましょう! インボイス制度講習会	小澄 健士郎	95分

報告

コンプライアンス違反対策セミナー

10月9日(木)「コンプライアンス違反事件増加とその対策」と題し、コンプライアンス違反対策のための労務管理セミナーを東村山法人会館において開催しました。講師に、アスールたまプラ法律事務所 猪野匡史弁護士をお招きしました。コンプライアンス類型や違反事件の例、企業に及ぼす影響や事象が発生した場合の具体的な対策について講義いただくとともに、質疑応答にも丁寧に対応していただきました。



猪野弁護士



セミナーの状況

報告

年末調整実務研修会

11月10日(月)から11月19日(水)の内の5日間、東村山法人会館において年末調整実務研修会を開催しました。今年度につきましては、給与所得控除や基礎控除等の引上げなどを含め税制改正の変更点が多いため、例年より研修会の日数を増やしました。

講師の東村山税務署法人課税吉田上席源泉審理担当官と管理運営第2部門渡邊上席国税徴収官より、「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」のDVDを鑑賞後、税務署が準備したテキストに沿って説明を実施し、多くの方にご参加いただきました。年末調整の手順について理解を深めていただきました。

受講者の感想

- ★法定調書の動画の際、該当ページを教えていただけてわかりやすかったです。
- ★給与ソフト頼みになってしまうが変更箇所など色々説明してもらえるので助かってます。



吉田上席源泉審理担当官



渡邊上席国税徴収官



研修状況

納税表彰 受彰者等紹介 (敬称略)

令和7年度東村山税務署納税表彰式が11月13日(木)小平市民文化会館ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会から清水正幸氏(西東京副ブロック長)が署長表彰を受彰されました。

表彰式には納税者団体各団体長をはじめ大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、受彰者の功績を讃えました。その後、東村山納税懇話会主催の納税表彰祝賀会が開催され、受彰者のお祝いを行いました。



受彰者と法人会役員及び
税務署幹部の方々



税務署長表彰を受彰する清水氏



納税表彰祝賀会

【令和7年度 東法連福利厚生制度マイスター認定者】

東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、今般令和7年度の推進成績が優秀であった158名の方を令和7年度マイスターに認定しました。東村山法人会の関係者として、右記の方が認定されました。



大同生命保険
東村山営業所
佐藤恵美子氏



大同生命保険
東村山営業所
鶴田真理子氏



大同生命保険
東村山営業所
武内文子氏



AIG損害保険
伊藤智紀氏

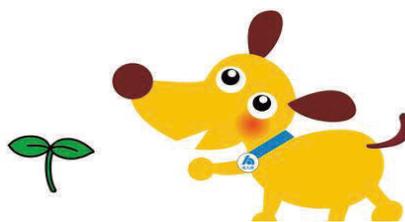
どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- 著名な講師の講演を聴きたい!
- 地域社会に貢献したい!
- 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー

新入会員紹介

令和7年9月1日～至 令和7年10月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
西東京第1支部(正会員)	西東京市田無町6-2-9	(株)北斗	七戸 勇	建設業	042-469-2927
西東京第2支部(正会員)	西東京市西原町4-3-72-2F	サイキョー(株)	中村 慶多	運送業	042-452-7501

西東京第2支部
株式会社 西東京給与サポートセンター
特定社会保険労務士

山田 基樹さん



西東京市にて社会保険労務士事務所を営んでおります、山田基樹と申します。

大学院を卒業後、都内の会社で営業の仕事をしておりましたが、社会保険労務士の資格を取得したことを機に、社会保険労務士事務所へと転職しました。そして2019年、自宅のある東久留米市で、自宅兼事務所として「山田社労士事務所」をスタート。現在は、私の出身市である西東京市に事務所を構えて活動しています。

開業し、「これから本格的に営業を始めよう」と意気込んでいた矢先、中国で新型コロナウイルスの感染が騒がれ始め、ダイヤモンド・プリンセス号のニュースを皮切りに、日本も瞬く間にコロナ禍へと突入してしまいました。感染防止のた

め、人との交流が制限され、対面での営業活動どころではなくなり、「これからどうなるのだろうか」と先行きを案じていたところ、思わぬ出来事がきっかけでお客様と繋がる機会を得ることができました。

それは、政府がコロナ感染対策として雇用調整助成金の支給を開始したことです。当時、政府は感染拡大を防ぐため、企業に従業員の休業を求め、その休業手当を補償するために雇用調整助成金の支給を始めました。しかし、この助成金の手続きが当初非常に煩雑だったため、多くの中小企業が社会保険労務士の助けを求める状況になりました。特に、これまで社会保険労務士との付き合いがなかつ



た企業ほど、申請に必要な書類を揃えられず、困り果てていたのです。

そこで私は、地元議員さんと一緒に困って

いる企業を回ったり、市や金融機関が開設した相談窓口にご相談員として積極的に参加し、多くの企業の申請をお手伝いしました。

この支援活動をきっかけに、私を知ってくださる企業が増え、顧問契約を結んでくださるお客様とのご縁をいただくことができました。おかげさまでその後も順調にお客様が増え、現在は数名の事務員に手伝ってもらいながら事務所を営んでいます。

開業以来、私は常に心がけてきたのは「相談しやすさ」です。

会社経営に関わるあらゆる困りごとに対して、「困ったら、とりあえず山田に相談してみよう」と思ってもらえる存在でありたいと考えています。

経営者の悩みをお聞きし、それが社会保険労務士の専門外の分野であっても、適切な専門家をご案内し、必要であれば紹介までする。このような「悩みごとの交通整理役」も専門家の重要な役割の一つだと考えています。

経営者の方々が売上や利益の向上という本来の役割に集中できるよう、しっかりとサポートすることで、事業の成長と安定に貢献できる、頼れるパートナーとして今後も邁進してまいりたいと思います。

会員増強決起大会実施報告

各ブロック、清瀬支部において新入会員獲得に向け会員増強決起大会を行い、団結力を上げ、会組織基盤の充実の為に認識を統一しました。会の結束のため、お集まりいただきました各ブロック等会員様の大会実施状況をご紹介します。

ブロック等	開催日	場所
東村山ブロック	10月23日(木)	東村山法人会館/サガミ東村山店
小平ブロック	10月28日(火)	橙や
西東京ブロック	10月23日(木)	谷戸いちょうホール
東久留米ブロック	10月27日(月)	HARUTA練馬店
清瀬支部	10月9日(木)	楓



白石ブロック長



藤島ブロック長



鎌田ブロック長



三沢ブロック長



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
保険料が割安な集団扱いへ変更ができます!

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*ご契約の保険種類は、がん保険、医療保険、退職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください!

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505



国内研修実施

10月16日(木)から2泊3日の行程で令和7年度国内研修事業を行いました。狩野事業研修委員長以下9名が法人会全国大会(高知大会)に接続して四国地方の施設等を研修しました。

初日は、先ず「龍河洞」(鍾乳洞)で所々狭く低くアップダウンある通路を通り洞窟内を見学した後、全国大会会場の高知県立県民文化ホールを訪れ集合写真撮影・物産展を見学しました。次いで江戸時代に築かれた天守が残る「高知城」を訪れ、急な階段で天守閣まで上がりましたが高知市を一望する高台からの眺めは圧巻でした。龍馬が生まれた街記念館で坂本龍馬の生涯等を学んだ後、高知城下の天然温泉「三翠園」に宿泊しました。

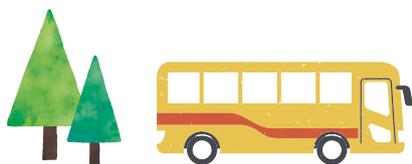


2日目は、太平洋に面する「桂浜」を散策し、はるか彼方を見つめる坂本龍馬像と一緒に記念撮影をしました。その後、高知市を離れ徳島県三好市の「祖谷のかずら橋」を訪問しました。平家の落人が追っ手から逃れるためいつでも切り落とせるようシラクチカズラ(つる植物)を編んで作られたと伝わる全長45m・水面上14mのつり橋を橋床の隙間から谷底が見えスリルを味わいながら渡りました。その後、香川県琴平町にある通称こんぴらさんで有名な「金刀比羅宮」を訪れ、所々急な785段の石段を登って御本宮をお参りし二日目は、ことひら温泉「琴参閣」に宿泊し石段登りで疲れた体を温泉で癒しました。



3日目は、弘法大師空海生誕地として知られる真言宗善通寺派総本山「善通寺」を参拝しました。東院金堂や五重塔を見学するとともに西院御影堂において地下約100mの通路を真っ暗闇のなか恐る恐る手探りで前進し精神修養する戒壇巡りを体験しました。最後は高さ158mの展望塔ゴールドタワー最上階「天空のアクアリウム ソラキン」において、ガラス窓越しに設置された水槽内を瀬戸内海の景色を背景にまるで金魚が空を泳いでいるかのように見える「空飛ぶ金魚」を鑑賞するとともに瀬戸大橋などの瀬戸内海の景色を一望しました。

3日間の旅でしたが、皿鉢料理や讃岐うどんなどご当地料理を堪能するとともに階段(戒壇)に縁が多い観光地を巡るとても健康的な研修となり、あわせて会員間の交流・懇親を大いに深めることができた大変有意義な国内研修事業となりました。



月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/14(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	2/ 4(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
1/15(木)	13:30~16:00	おなやみ相談会	//	2/ 5(木)	15:30~	常任理事会	//
1/19(月)	15:30~19:00	新春講演会・賀詞交歓会	ホテルエミシア東京立川	2/10(火)	15:00~16:00	税務教室「消費税申告書作成講座~簡易課税~」	//
1/20(水)	14:00~16:00	税務教室「消費税申告書作成講座~原則課税~」	法 人 会 館	2/17(水)	14:00~16:00	個別融資相談会	//
//	14:00~16:00	個別融資相談会	//	2/18(木)	13:00~16:00	国土工営事業承継無料個別相談会	//
1/21(水)	13:00~16:00	国土工営事業承継無料個別相談会	//	//	13:30~16:00	e-Tax・eLTAX講習会	//
//	未定	全法連東法連賀詞交歓会	帝 国 ホ テ ル	2/20(金)	16:00~18:30	特退共 理事会・表彰式・祝賀会	明 治 記 念 館
1/28(水)	13:00~15:45	新設法人説明会	法 人 会 館	2/20(金)		生活習慣予防検診	保谷こもればホール
1/29(木)	16:00~17:00	第3回税務連絡協議会	//	2/24(月)		生活習慣予防検診	サンパルネ
//	17:00~18:30	納税懇話会賀詞交歓会	//	2/26(水)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
2/ 3(水)	未定	東法連青年部会全体連絡会議	京王プラザホテル	2/27(木)		生活習慣予防検診	//

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

【2月生活習慣病健診案内】

法人会会員は特別価格で検査できます。

日にち	会 場	
令和8年2月20日(金)	保谷こもればホール	西東京市中町1-5-1
令和8年2月24日(火)	東村山市市民ステーション サンパルネ	東村山市野口町1-46
令和8年2月26日(木)	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門町2-14-37
令和8年2月27日(金)	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門町2-14-37

※全会場受付開始時間9時 ■詳しくは、12月に(一財)全日本労働福祉協会より東村山法人会会員各社に郵送済みの案内をご確認ください。ご不明な点は東村山法人会事務局にご連絡下さい。☎042-394-7654

東村山 第2支部

9月26日(金)に久米川ボウルで支部ボウリング大会を開催しました。新役員体制での初開催となり、支部内の事業所から36名が参加。柳澤副支部長の見事なストライクによる始球式で華やかに幕を開け、終始、事業所内の親睦を深めるとともに、事業所を超えたつながりを感じる有意義な大会となりました。ゲーム後は表彰式や、協賛品を交えた恒例のくじ引き大会で大いに盛り上がり、笑顔あふれるひとときに。ご協力いただいた協賛企業とご参加の皆様、役員一同心より感謝申し上げます。次回の事業も多くの方のご参加をお待ちしています。 記 第2支部長 佐々木 義徳



西東京 第1支部

10月28日・29日西東京第一支部の一泊研修旅行が行われました。

早朝5時45分出発、初日は群馬県白水ゴルフ倶楽部で秋晴れの中、榛名山を所々で眺めながらプレーを楽しみました。一泊組は14名新規入会のメンバーも初参加。初参加2名を含む6名の参加で総勢20名でした、共々に交流をしながら楽しくプレーをしました。

その後宿泊先の伊香保温泉天坊に移動、温泉で心身ともに温まり疲れを癒し宴会へ、支部長より23日の会員増強決起大会のお話もあり、新たな決意を参加者がしておりました。食事は地産地消の食材を堪能、ゴルフの成績発表カラオケなど親睦を深める楽しい会食となりました。

翌日もさわやかな秋晴れの中10時出発、水沢観音へ参拝に向かう、水沢観音はおよそ1300年前推古天皇、持統天皇勅願により開基された歴史ある場所、厳かな雰囲気を感じながらの参拝でした。次に群馬舞茸センターへ工場見学、100日舞茸という通常の2倍の栽培期間で手間をかけ栄養分を最大に貯め、味、歯ごたえ、香りを追求しているとありました。

次は昼食で上州物産館へ、地元の水沢うどんと先程の舞茸の天ぷら等を頂き、群馬の食材の豊かさを感じる昼食となりました。

研修最後の訪問地 道の駅まえばし赤城へ向かいました、2024年3月19日のオープンで鮮魚センター、生鮮市場、フードコート、子供広場、イベント会場、それぞれが別棟で広々としたゆとりある空間に関心しながら、それぞれがお土産と購入しておりました。

今回の一泊研修は天候に恵まれ初参加3名、会員相互の交流と親睦を改めて行う和やかな機会になりました、無事故での研修にご協力いただいた参加者皆様に感謝いたします。

記 事業研修委員 榎本 正一



西東京 第2・4支部 合同研修会

10月22日(水)に2支部・4支部合同の日帰り研修会を実施致しました。

小雨の中、7時30分に田無郵便局を出発し、車中では皆さんが自己紹介、事業紹介をしてお互いを理解する時間を共有しました。

ひたち海浜公園へ着くころには雨も上がり、みはらしの丘までのんびりと散策を行いました。丘一面でコキアの赤が見頃を迎え、皆さんが秋を満喫していました。

昼食は、那珂湊おさかな市場近くのホテル春日にてアンコウ鍋コースに舌鼓、その後はおさかな市場で海鮮のお土産と充実の一日を過ごすことが出来ました。

日頃会う機会の少ない会員間の親睦、法人会事業への理解を深めることが出来、今後の活動への積極的な参加を促す良い機会となったと思います。

どうもありがとうございました。

記 第2支部長 松本 雅継



東久留米 第1支部

11月5日(水)に梅蘭 イオンモール東久留米店で、昼食を食べながらの会員の意見交換会を開催しました。初の試みで平日の昼間ということで、参加者が少なかったのは残念でしたが、第一支部内の法人についての意見交換ができたことは良かったと思います。会員候補者も発掘できました。

記 第1支部長 荻野 進

東久留米 第2支部

11月18日(火)「庄や東久留米店」にて支部交流会を行いました。コロナ禍以降久しぶりとなる顔を合わせた交流事業を計画しようと、本来はBBQ交流会で案内していたのですが、前日に機材搬入トラブルが発生してしまい、急遽内容を変更しての開催となりました。参加していただいたメンバーには本当に申し訳なかったのですが、むしろトラブルを楽しんでくれて、会員間の懇親を一層深めることができ、会員拡大へ一致団結することができました。 記 第2支部長 神藤 栄一



税制・社会貢献委員会

今回は、税制・社会貢献委員会を紹介します。
 税制・社会貢献委員会では、毎年全法連の税制改正に関する提言策定のため税制改正アンケートに協力し、経営者の意見を提出しています。

また、多摩六都科学館（西東京市）において、租税・科学教室を青年部会と共同開催し、子供達に税の必要性の啓発と自然科学への興味の振起を図っています。

更に、秋に開催される各市の市民・産業祭で使用する税金クイズを作成し、税知識の普及を図っています。今年は約3,300名ほどの方々に挑戦していただきました。

今後も税を通して地域社会に貢献する事業を行ってまいりますので、ご協力をお願いします。



税制・社会貢献委員会メンバー



矢ヶ崎税制・社会貢献委員長



租税・科学教室
（令和7年度）

Recipe



鶏レバーの赤ワイン煮

東久留米第1支部
野島 貞夫さん

材 料

- 鶏レバー……………400g
- 生姜……………100g
- 万能ネギ……………1本

〈煮付けだれ〉

- しょうゆ… 大さじ4
- 三温糖…………大さじ2
- 赤ワイン… カップ1
- サラダ油…大さじ2
- みりん…… 大さじ2

作り方

- 1 鶏レバーを一口大に切り、水に10分間つけて、熱湯に入れる。煮立ったらザルに上げ、血抜きしてから使う。
- 2 生姜はせん切り、万能ネギは細かく切ります。
- 3 サラダ油をひいて鶏レバーを中火で5～6分ほど焼き、表面の色が変わったら、生姜を入れてさっと炒めます。
- 4 煮付けだれの材料を混ぜておく。
- 5 混ぜた煮付けだれを入れて、中火でさらに20分ほど煮付け、水分が少なくなり、とろみが付いたら火を止めて、器に盛りつけて万能ネギをかけて完成です。

お酒に、ご飯に、お弁当にもあう。保存容器に入れて冷蔵庫に2～3日保存できます。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。
 写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
 趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。



掲載時期
 について 当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
要項 選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
規定 (JPG、TIFF推奨)
記事(文書) 200～400字程度
 原稿用紙でもワードでも可

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛て
 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
 TEL : 042-394-7654
 e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
 どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [302号] 令和7年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
 〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
 制作：株式会社 国栄

禁無断転載